

6 その他、本会の目的を達成するために必要な事業。

会員

第5条 本会の会員は、正会員と賛助会員ならびに特別会員とする。正会員は、本会の目的に賛同する者で支部理事会が推薦し、本部常任理事会の承認を得た者とする。賛助会員と特別会員は、本会の事業に財政的援助をなした者で、理事会が承認した者とする。

第6条 会員は、本会が営む事業に参加することができ、また、本会の編集出版物の配布を受けることができる。

役員

第7条 本会の事業を運営するために次の役員を置く。

- 1 会長 1名 (理事の互選により選出する)
- 2 副会長 若干名 (会長が指名し、理事会が承認する)
- 3 理事長 1名 (会長が指名し、理事会が承認する)
- 4 常任理事 若干名 (理事の中より、会長・副会長・理事長が任命する)
- 5 理事 若干名 (正会員の互選により選出する)
- 6 監事 2名 (正会員の互選により選出する)
- 7 事務局長 1名 (会長が指名し、理事会が承認する)
- 8 顧問 若干名 (会長が推薦し、理事会が承認する)

第8条 役員任期は4年とし、重任を妨げない。欠員の生じた場合には、理事会で選出し、その任期は、前任者の残任期間とする。

第9条 本会の事務を助けるために事務局を設け、事務局に次の役員を置く。

- 1 事務局長 1名 (会長が指名し、理事会が任命する)
- 2 幹事 若干名 (事務局長が指名し、理事会が任命する)

会議

第 10 条 本会の会議は、総会・常任理事会・理事会とする。

第 11 条 総会は、毎年 1 回、開会する。

第 12 条 理事会は、会長および他の理事をもって構成し、理事長が召集する。理事は、本会の事業の遂行責任を負い、その執行にあたる。理事の過半数の要求があるときは、理事長は、理事会を召集しなければならない。

会計

第 13 条 本会の経費は、会費、寄付金などによって支弁する。

第 14 条 1) 正会員の会費は当分の間年額 5,000 円とし、毎年 12 月末までに次年度の会費を納入すべきものとする。

2) 賛助会員の会費は、年額一口 10,000 円とする。

3) 特別会員として主旨に賛同する法人は、一口 100,000 円とする。

第 15 条 本会の会計年度は、毎年 1 月 1 日に始まり、12 月 31 日で終わる。

雑則

第 16 条 本会の会則および細則の改正は、総会における過半数の議決による。

第 17 条 本会の解散にあたっては、本会の財産、その他は、非営利団体に寄付する。

第 18 条 本会については、本会の目的達成のために、本会則に準じて事業を遂行するように努力することが望まれ、実情に応じてその裁量に委ねるが、毎年度の活動報告書と会計収支決算書を、理事会、総会に提出し、会員に報告しなければならない。

第 19 条 正会員および賛助会員は、正当な理由なく、年会費を 3 年以上滞納し、かつ催告に応じないとき、その資格を喪失する。

附則

本会則は、2005(平成 17)年 8 月 19 日に原案が提出され、2006 年 5 月 5 日より施行。

2017年2月25日一部改正。〔第7条2改正 8追加〕
2018年8月24日一部改正。〔第19条追加〕

この会則の記載内容は、事実と相違ないことを証明します。
日本幼児体育学会 会長



アジア幼児体育学会 (APEC)

The Asian Society of Physical Education of Young Children

設立：2005(平成17)年8月19日

2005年8月に、第1回アジア幼児体育学会【アジア幼児体育・健康福祉シンポジウム】が、早稲田大学において、前橋 明教授のもとで、開会されました。このシンポジウムの際、東京都内において、日本・台湾・韓国の関係者が会談をした結果、毎年、アジア各国・各地域を巡回しながら、「幼児体育」の国際会議を開催することにより、幼児体育に関する国際的な動向を学ぶとともに、最新の幼児体育理論および実践研究の情報交換の機会を設け、幼児体育研究者と実践指導者との交流・親睦のための場を提供することを決めました。そのために、各国、各地域が、互いに協力・支援し合うことを誓い合い、毎年、再会することを約束しました。 発起人は、

日本：早稲田大学 前橋 明（早稲田大学）、米谷光弘（西南学院大学）、

田中 光（流通経済大学）、澤田幸男（さわだスポーツクラブ）、

石井浩子（京都ノートルダム女子大学）、原田健次（京都西山短期大学）

韓国：徐 相玉（韓国ニュースポーツ協会）、李 貞淑（明知大学）

台湾：邱 金松（国立体育大学）、黄 永寛（国立体育大学）

2006年度は、2006年8月19日(土)・20日(日)に、第2回アジア幼児体育学会【アジア幼児体育・健康福祉シンポジウム】の国際学術研究集会を、韓国ソウル特別市の中央大学において開催されました。その後、台湾、中国と、各地域を、順番に回ることとなりました。新たな参加国が加盟し、開催準備が整えば、会場を受けていただくように、申し合わせをしました。

また、アジアの学会の世話人（会長）は、毎年、学会大会の開催国の代表者の方をお願いをすることも、決定しました。学術誌「アジア幼児体育学研究」は、当面の間、日本の早稲田大学を事務局として、発行されることとなりました。

これからのアジア幼児体育学会の運営と使命達成のため、「幼児の体育」研究に関心のある国や地域があれば、学会に参加していただけるように、お誘い申し上げます。今後とも、ご協力ならびにご支援をいただけますよう、よろしくお願いいたします。

2006年8月20日(日)

世話人：前橋 明、米谷光弘、田中 光、澤田幸男、石井浩子、

原田健次、徐 相玉、李 貞淑、邱 金松、黄 永寛

入会の申し込み方法

日本幼児体育学会に入会を希望される方は、「入会申込書（A4判）」に必要事項を記入して、学会本部事務局へ郵送、メール添付のいずれかでお送り下さい。あわせて、下記のようちよ銀行口座へ年会費 5,000 円をお振込み下さい。申込書と入金を確認後、会員登録の手続きをいたします。

また、日本幼児体育学会への会員登録がされると、自動的に、アジア幼児体育学会の会員としても登録されます。両学会大会への参加が可能となります。

なお、毎年、12月（本学会の年度は、1月～12月）までに退会のご連絡がない場合は、会員資格は次年度に自動更新されます。

日本幼児体育学会 事務局 上田陽子

学会事務局は、<Email : info@j-pec.jp>

〒247-8512 神奈川県鎌倉市大船 6-1-3
鎌倉女子大学 西島大祐研究室

金融機関：ゆうちょ銀行
口座番号：00990-8-163482
加入者名：日本幼児体育学会

『日本幼児体育学会(JPEC)兼アジア幼児体育学会(APEC)』 入会申込書

日本幼児体育学会 年 月 日記入

(ローマ字) 氏 名					
生年月日	西暦 年 月 日生				
会員種別	1)正会員 2)賛助会員 3)特別会員 (○印を)				
職 業		専 門		経験年数	
所属機関名			職 名		
勤務先住所	〒 -				
電 話	内線電話				
F A X					
E-mail	@				
自宅住所	〒 -				
電 話		携帯電話			
F A X					
E-mail	@				
学会書類送付先 (連絡先の希望) : 自宅 ・ 所属機関 (○印を)					
事務局使用欄	受 付 日	. .			
	会 員 番 号				
備 考 欄	国名・地域名	1) 日本 2) 韓国 3) 台湾 4) 中国 5) シンガポール 6) ()			